

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（第2査察）（06 - 4393 - 6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	移動タンク貯蔵所における貯蔵取扱基準適合命令
概要	市町村長は、管轄する区域にある移動タンク貯蔵所において、危険物の貯蔵又は取扱いが消防法の規定に違反していると認めた場合には、当該移動タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者に対し、消防法の危険物貯蔵取扱いの規定に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第11条の5第2項 （ <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</a> ）
処分基準	・ 消防法第11条の5第2項 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第4項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	